

記者発表資料

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「全国統一指標」、「関東ブロック指標」の目標値を決定 ～公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組みます～

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

今回、改正品確法の理念を実現するため全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値を決定しましたのでお知らせします。

関東ブロックの目標値は関東ブロック発注者協議会にて設定し、都県域の目標値は各都県の分科会等にて設定するとともに、各発注機関が自ら目標値を設定しています。

指標については毎年フォローアップを実施し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組んでまいります。

<新・全国統一指標>

◆工事

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

◆測量、調査及び設計（業務）

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

<関東ブロック独自指標>

- ④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）
- ⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）

- ③ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

各機関の目標値については、関東地方整備局HPIに掲載しています。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

電話 048-601-3151（代）

企画部技術調査課 課長 後関 浩幸 課長補佐 小宮山 隆

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国统一指標、地域独自指標の一覧(工事)

全国统一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

① 地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

④ 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (予定価格の適正な設定)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準:1年※1以内に更新されている積算基準(※1営繕の場合は2年)
基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある
内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国統一指標、地域独自指標の一覧(業務)

全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

関東ブロック発注者協議会 全国統一指標・地域独自指標 目標値(工事)

工事	全国統一指標						関東ブロック独自指標			
	地域平準化率		週休2日対象工事の実施状況		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況		最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況		設計変更ガイドラインの策定・活用状況	
	基準値(R1)	目標値(R6)	基準値(R1)	目標値(R6)	基準値(H30)	目標値(R6)	基準値(R1)	目標値(R6)	基準値(R1)	目標値(R6)
関東ブロック	0.68	0.80	0.26	0.80	0.85	1.00	321/471	全機関a	234/471	全機関a
茨城領域	0.65	0.70	0.52	0.75	0.77	1.00	23/45	全機関a	20/45	全機関a
栃木領域	0.60	0.70	0.66	0.75	0.91	1.00	20/26	全機関a	19/26	全機関a
群馬領域	0.63	0.70	0.02	0.75	0.85	1.00	21/36	a	15/36	a (個別策定もしくは県策定の準用)
埼玉県域	0.59	0.70	0.14	0.75	0.90	1.00	52/64	a	26/64	a
千葉県域	0.59	0.70	0.21	0.75	0.88	1.00	55/55	a (改定内容に基づき速やかに対応)	31/55	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.72	0.80	0.61	0.75	0.86	1.00	37/63	a	31/63	a
神奈川県域	0.64	0.70	0.13	0.75	0.93	1.00	17/34	a	19/34	a
山梨領域	0.68	0.70	0.37	0.75	0.84	1.00	16/28	全機関a	21/28	全機関a
長野領域	0.74	0.75	0.01	0.75	0.71	1.00	47/78	全機関a	27/78	全機関a

aの機関数/対象機関数

aの機関数/対象機関数

※関東ブロックは、都領域に加え国等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市・市区町村が対象)

工事の指標に係る都領域とは当該都県政令市・市区町村が対象。

ただし、「週休2日対象工事の実施状況」の指標は当該都県政令市が対象。

【最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況】

- a:最新の積算基準を適用※2し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用
 - b:最新の積算基準を適用※2しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない
 - c:その他
- (※2他団体の積算基準を適用している場合を含む)

【設計変更ガイドラインの策定・活用状況】

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用しこれに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

関東ブロック発注者協議会 全国統一指標・地域独自指標 目標値(業務)

業務	全国統一指標				関東ブロック独自指標	
	地域平準化率		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況		ウィークリースタンスの実施	
	基準値(R1)	目標値(R6)	基準値(H30)	目標値(R6)	基準値(R1)	目標値(R6)
関東ブロック	0.51	0.50以下	0.75	1.00	24/56	全機関a
茨城領域	0.44	0.40	0.95	1.00	a	a
栃木領域	0.39	0.40	0.93	1.00	a	a (取組を推進する)
群馬領域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a (ただし災害を除く)
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	a	a
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	a	a
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	a	a
山梨領域	0.51	0.50	0.02	1.00	a	a
長野領域	0.35	現状維持	1.00	1.00	c	a

※関東ブロックは、都領域に加え国等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市が対象)

業務の指標に係る都領域とは当該都県政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】
a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取組みを実施
b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取組みを実施
c: 実施していない

項目と指標分類(工事)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	地域平準化率：年度の工事平均稼働件数と4～6月期の工事平均稼働件数との比率 対象：契約金額500万円以上の工事 稼働件数：当該月に工期が含まれるもの	地域平準化率 (4～6月期の工事平均稼働件数) / (年度の工事平均稼働件数)	「一般財団法人 日本建設情報総合センター」の コリンズに登録されたデータを活用
週休2日対象工事の実施状況	発注工事に対する週休2日対象工事の割合 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定 や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・ 交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための 工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行っ た件数。 全工事件数：対象期間中に公告等の発注手続きを行っ た全ての工事の件数。 対象期間とは当該年度(4月1日～3月31日)をいう。	(週休2日対象工事件数(公告等))/(全工事件数(公告等))	アンケート調査
低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況	発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価 格の設定割合 対象：契約金額250万円以上の工事(随意契約を除 く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札 件数) / (年度の工事発注件数)	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 する法律に基づく入札・契約手続に関する実態 調査」データを活用
最新の積算基準の適用 状況及び基準対象外の際 の対応状況 (見積もり等の活用)	・最新の積算基準：1年 ^{*1} 以内に更新されている積算 基準 (※1は営繕の場合は2年) ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況：見 積もり等により積算するルールを整備し運用している か	a：最新の積算基準を適用 ^{*2} し、かつ、基準範囲外の 場合の一定のルールを整備し活用 b：最新の積算基準を適用 ^{*2} しているが、基準範囲外 の場合の一定のルールは整備していない c：その他 (※2他団体の積算基準を適用している場合を含む)	アンケート調査
設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や 請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条 件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更 を行っているか。	a：設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づ き設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じ て設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	アンケート調査

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：100万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)	発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない (※1 他団体の指針等を適用している場合を含む)	アンケート調査

【参考】全国統一指標の設定について【都県域】

地域平準化率【工事】 （発注工事の稼働件数から算出した平準化率）

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータを活用

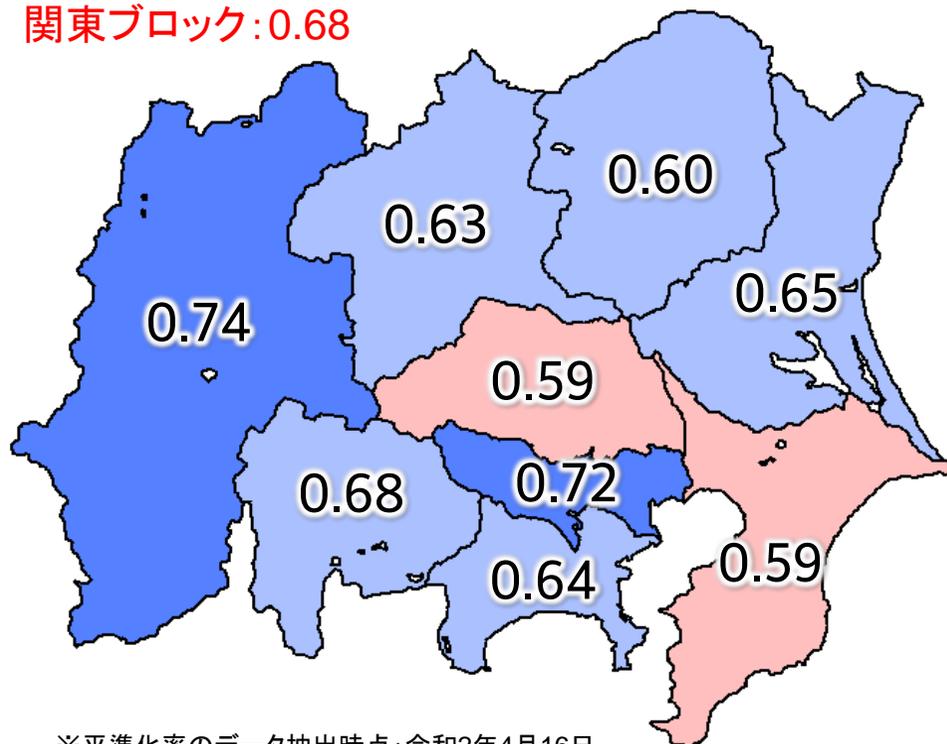
対象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

※都県域単位：各都県管内の都県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出
※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出

凡例	
平準化率0.6未満	赤色
平準化率0.6~0.7	淡青色
平準化率0.7~0.8	青色
平準化率0.8以上	濃青色

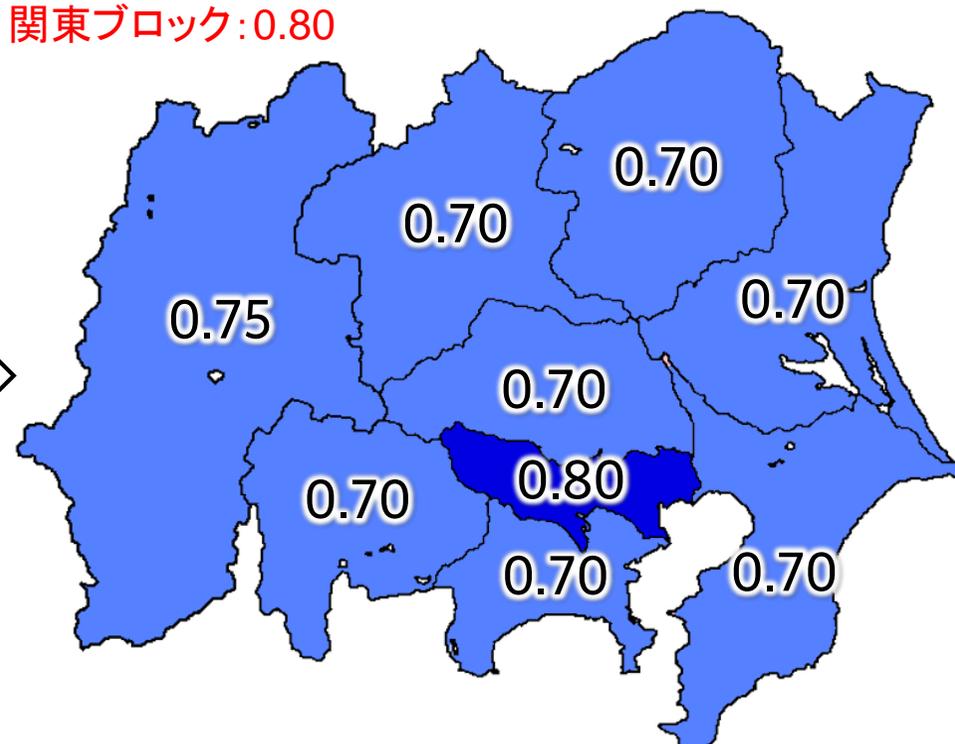
基準値(令和元年度実績値)

関東ブロック:0.68



目標値(令和6年度)

関東ブロック:0.80



【参考】全国統一指標の設定について【都県域】

週休2日対象工事の実施状況

凡例	
週休2日対象工事率0.1未満	赤
週休2日対象工事率0.1~0.3	薄青
週休2日対象工事率0.3~0.5	青
週休2日対象工事率0.5以上	濃青

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事}^*\text{件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$$

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象：対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

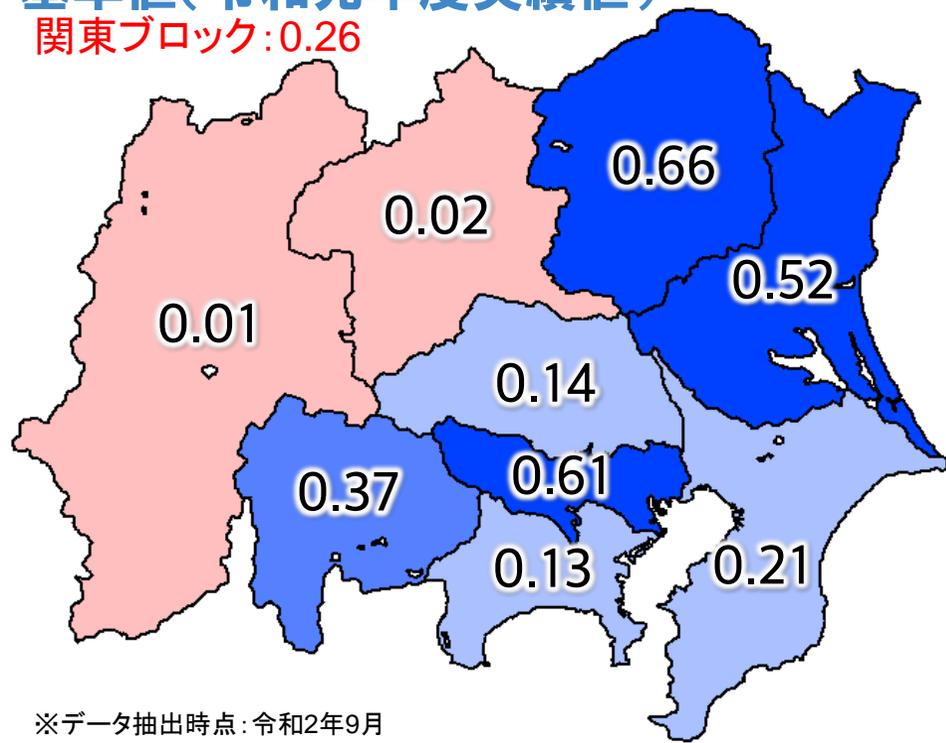
対象期間：当該年度(4月1日~3月31日)とする。

※都県域単位：各都県管内の都県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出

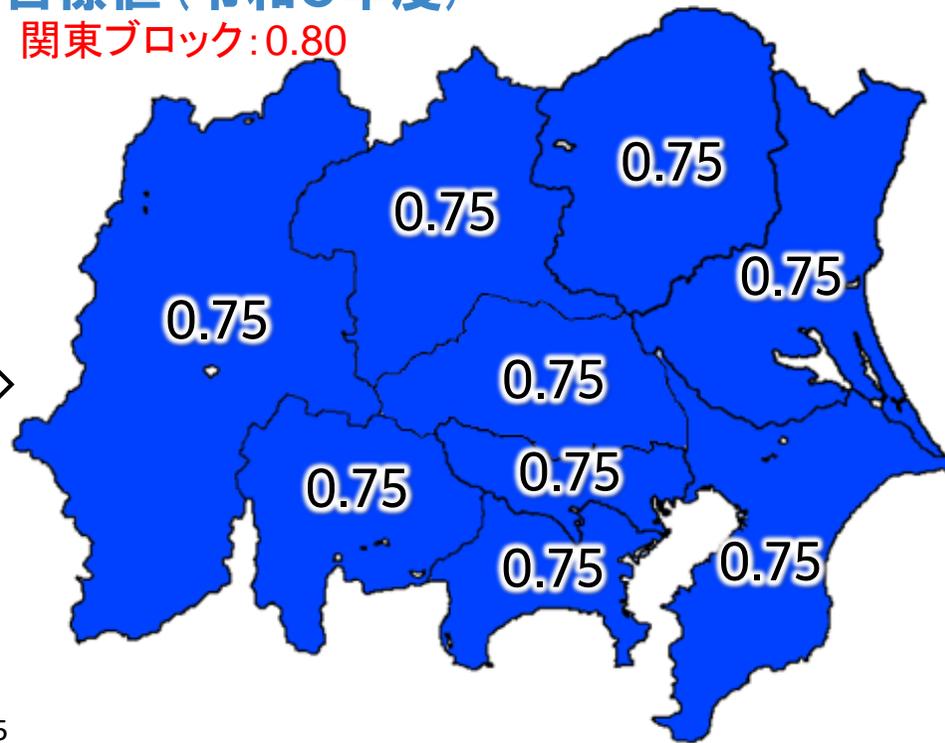
基準値(令和元年度実績値)

関東ブロック:0.26



目標値(令和6年度)

関東ブロック:0.80



【参考】全国統一指標の設定について【都県域】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【工事】 (ダンピング対策)

凡例	
設定率0.8未満	赤
設定率0.8～0.9	薄青
設定率0.9～1.0	青
設定率1.0	濃青

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の工事発注件数）}}$$

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく
入札・契約手続に関する実態調査」データを活用

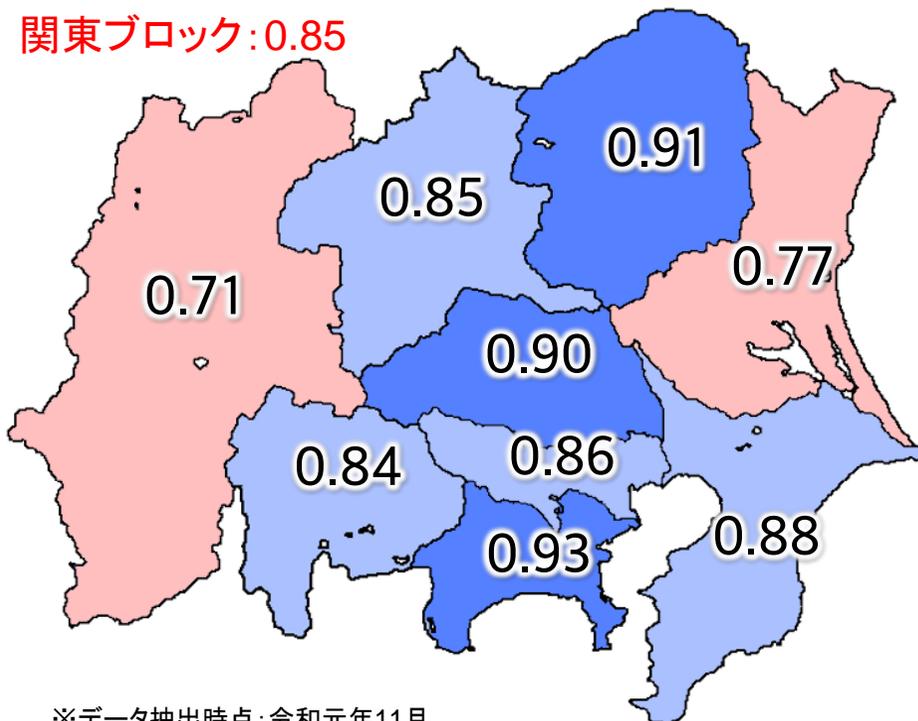
対 象：契約金額250万円以上の工事（随意契約を除く）

※都県域単位：各都県管内の都県、政令市、市区町村発注の
全ての工事を足し合わせて算出

※ブロック単位は都県政令市、市区町村の発注機関で算出

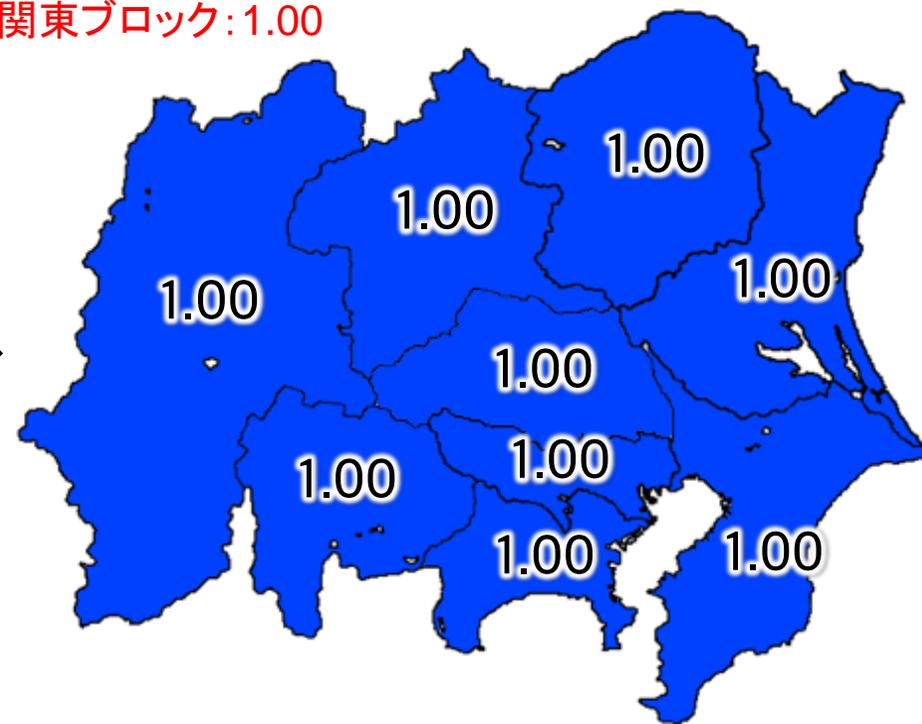
基準値(平成30年度実績値)

関東ブロック:0.85



目標値(令和6年度)

関東ブロック:1.00



【参考】全国統一指標の設定について【都県域】

地域平準化率【業務】 (第4四半期履行期限設定割合)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録されたデータを活用

対象: 契約金額100万円以上の業務

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用

稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)

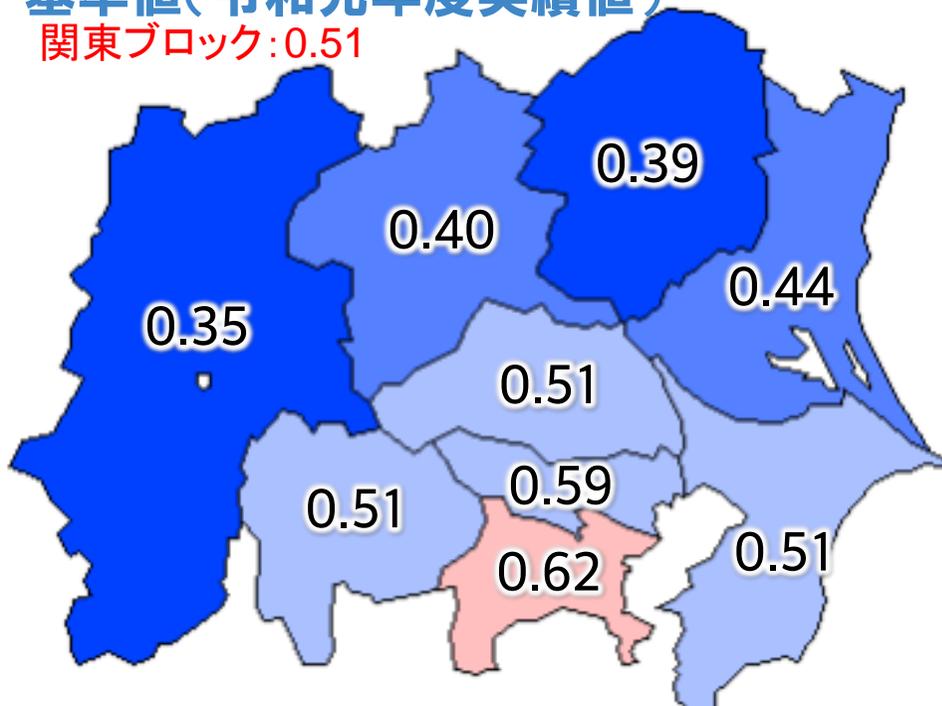
※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出



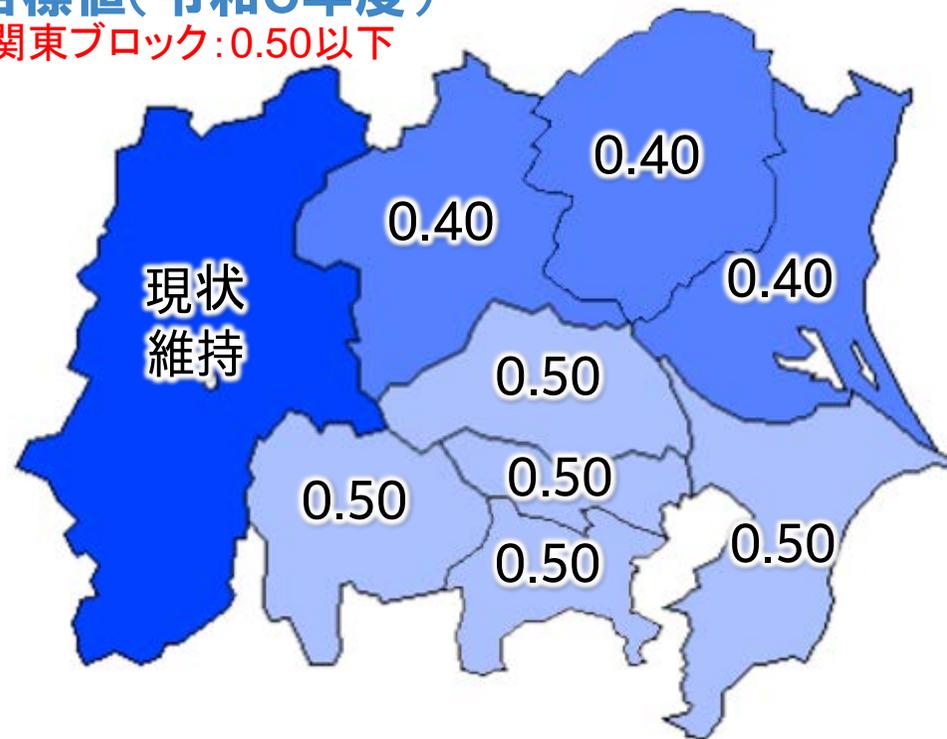
基準値(令和元年度実績値)

関東ブロック: 0.51



目標値(令和6年度)

関東ブロック: 0.50以下



【参考】全国統一指標の設定について【都県域】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【業務】 (ダンピング対策)

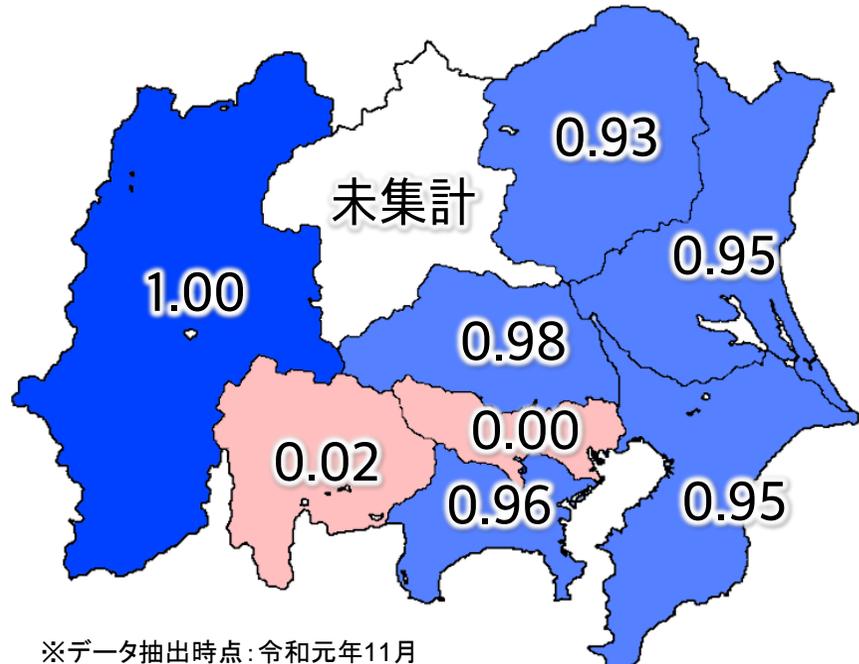
凡例	
設定率0.8未満	赤色
設定率0.8~0.9	薄青色
設定率0.9~1.0	青色
設定率1.0	濃青色

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注業務数）}}$$

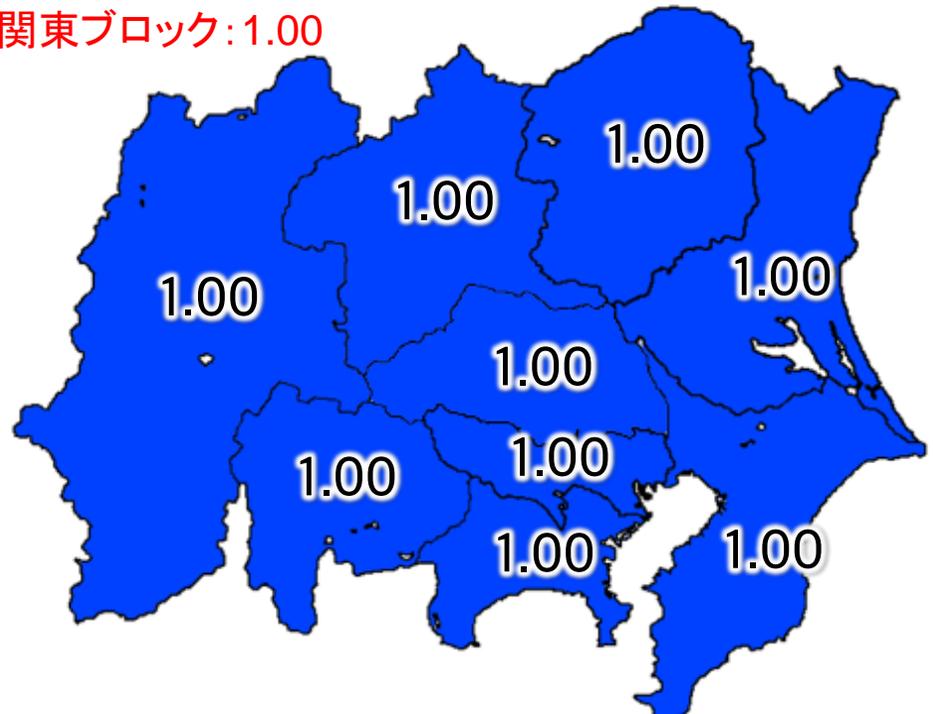
「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データを活用
 対象：契約金額100万円以上の業務（随意契約を除く）

※都県域単位：各都県管内の都県、政令市発注の全ての業務を足し合わせて算出
 ※ブロック単位は都県政令市の発注機関で算出

基準値(平成30年度実績値) 関東ブロック:0.75



目標値(令和6年度) 関東ブロック:1.00



※データ抽出時点：令和元年11月

【参考】地域平準化率(施工時期の平準化)の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)

年度の平均稼働件数(2.75件)

計算式

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$$

※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。

用語の定義

○週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

○全工事件数 : 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

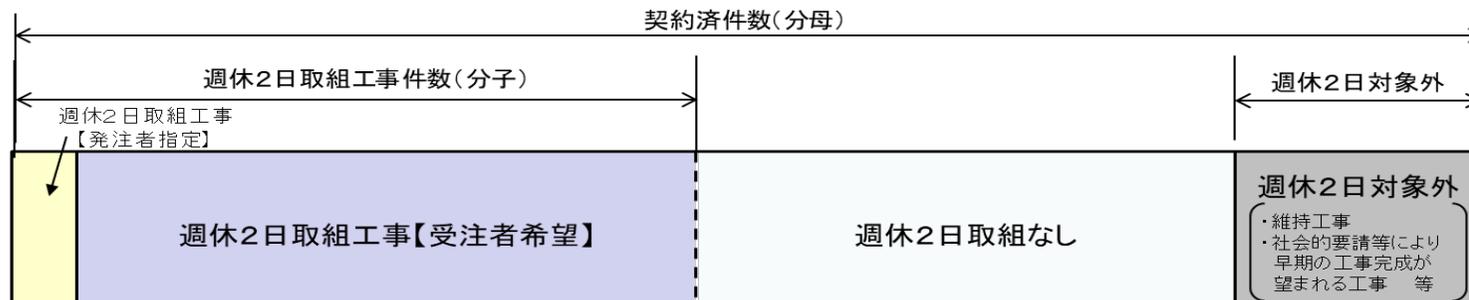
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・手続き時点：契約した工事 ・部局：全部局 ・工種：全工種 | <ul style="list-style-type: none"> ・金額：設定無し ・契約方式：設定無し
(一般競争、指名競争、随意契約等) |
|---|--|

○対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

調査方法

○週休2日対象工事件数 : **国等・都道府県・政令市**に対して、調査を実施

○全工事件数 : **国等・都道府県・政令市**に対して、調査を実施



- 令和2年契約の**土木関係建設コンサルタント業務・測量業務**を対象に、**重点的に業務環境の改善に向けた取り組みを実施。**
- 「**マンデー・ノーピリオド**」、「**ウェンズデー・ホーム**」及び「**フライデー・ノーリクエスト**」を重点的に実施し、**業務環境改善に努める。**

(1) 業務の初回打合せ時の対応

業務打合せ時に、取組項目を**受発注者間で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。**

【設定項目】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ② 水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅に心掛ける

上記の①、②及び③の業務環境改善について重点的に取り組むこととする。

また、その他の項目についても業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善を行うものとする。

(2) その他

上記(1)以外で、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組みについて厳守すること。

- (3) 上記(1)、(2)については、各職場において重点的に取り組むこととするが、やむを得ず受注者に業務指示を行う場合には、主任調査員または調査員より管理技術者に対して、その理由と作業依頼を明確に指示すること。

重点的に実施する内容について、年度の途中で変更になる場合もあります。変更になる場合は、再度通知します。

